

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年1月5日

高知市長 桑名龍吾

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道春野町6号線道路修正設計委託業務
(2) 業務場所 高知市春野町仁ノ
(3) 業務概要 道路修正設計
 補強土修正設計 N= 1 箇所
 土留工修正設計 自立式（基本構造物） N= 1 基
 施工計画 N= 1 式
(4) 業務日数 180日
(5) 予定価格 事後公表する。
(6) 最低制限価格 有（事後公表する。）

※建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法については、高知市総務部契約課ホームページ内【建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（令和7年4月1日以降）】を参照すること。

2 本業務は予定価格に係る積算疑義申立手続対象の業務である。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業種	本市の令和6・7年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において「土木関係建設コンサルタント」の申請がある者
配置技術者	<p>次の要件のいずれかを満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置することができる者（管理技術者と照査技術者は、同一の者の兼務不可）</p> <p>ア 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門において、「道路」に登録がある者</p> <p>イ 一般社団法人建設コンサルタント協会が備える「RCCM登録簿」に登録があり、登録部門が「道路」の者</p> <p>ウ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロの規定により、登録部門を「道路」として大臣が認定した者</p>

2 参加申請・入札日程等

参加申請	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第7項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。	
		なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務部契約課にFAX又は持参により速やかに提出すること。
設計図書の閲覧	期間	令和8年1月5日8時30分から開札日時まで
		場所
電子データの閲覧	期間	令和8年1月5日から開札日まで
		場所
質疑の受付回答	受付期間	令和8年1月5日8時30分から同年1月13日12時00分まで
		場所
		提出方法
		回答時期
		回答方法
入札方法等	本業務は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
		提出書類
		提出書類
		受付期間
開札	開札日時	令和8年1月22日 11時20分
		開札場所
予定価格に係る積算疑義の申立	高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき、開札後に落札決定を留保し、設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
		金入り設計書 時間 令和8年1月22日13時00分から申立期間終了まで

	開示	場所 道路整備課（高知市役所 本庁舎 5階）
	申立期間	令和8年1月22日13時00分から同年1月23日16時00分まで
	申立方法	要綱第8条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。（電子メールの場合は到達確認の連絡をすること） 場所 道路整備課（高知市役所 本庁舎 5階） 電子メールアドレス：kc-160200@city.kochi.lg.jp
	確認結果の公表等	申立てがあった場合は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和8年1月27日
	その他	要綱第12条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、要領第10項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
確認書類の提出（落札候補者のみ）	提出期限	提出を求められた日（落札候補者決定日）から起算して2日以内（閉庁日を除く。） <u>なお、落札候補者決定日は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する「予定価格に係る積算疑義申立スケジュール」のとおりとする。</u>
	場所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提出書類	入札資格要件確認書 <u>速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提出方法	持参に限る。
落札決定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
入札保証金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契約条項を示す場所	高知市役所本庁舎3階契約課	

3 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額にて入札すること。

4 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（平成27年9月1日施行）及び高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日施行）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続を行った者の間において、要領第4項第6号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。
なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市電子入札運用基準第13条第3項の規定に基づき、本業務の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。

- (6) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
- ア 要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書（別記様式1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) その他の条件については、要領に示すとおり。

5 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目1番45号（高知市役所本庁舎3階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp